



裝束抄

全



三ノノ
七ノノ
一ノノ
三ノノ



衣文恩童訓

縫^{ハキ}服^{ハキ}束帶

先冠^{ハキ}岳^{ハキ}纓

懸緒^{ハキ}紙^{ハキ}撻



懸緒^{ハキ}中子^{ハキ}れうん^{ハキ}より^{ハキ}纓^{ハキ}に^{ハキ}は^{ハキ}り^{ハキ}
 角の上^{ハキ}に^{ハキ}花^{ハキ}を^{ハキ}へ^{ハキ}り^{ハキ} 瓦^{ハキ}上^{ハキ}右^{ハキ}下^{ハキ}に^{ハキ}お^{ハキ}ち^{ハキ}る^{ハキ}
 か^{ハキ}く^{ハキ}か^{ハキ}り^{ハキ}り^{ハキ}又^{ハキ}清^{ハキ}原^{ハキ}公^{ハキ}卿^{ハキ}弓^{ハキ}箭^{ハキ}を^{ハキ}帯^{ハキ}と^{ハキ}り^{ハキ}
 州^{ハキ}を^{ハキ}卷^{ハキ}纓^{ハキ}う^{ハキ}り^{ハキ}懸^{ハキ}緒^{ハキ}大^{ハキ}臣^{ハキ}大^{ハキ}將^{ハキ}
 不^{ハキ}意^{ハキ}を^{ハキ}し^{ハキ}り^{ハキ}
 次^{ハキ}赤^{ハキ}大^{ハキ}に^{ハキ}紅^{ハキ}老^{ハキ}人^{ハキ}白^{ハキ}

腰^{ハキ}を^{ハキ}し^{ハキ}り^{ハキ}し^{ハキ}り^{ハキ}緒^{ハキ}鉤^{ハキ}を^{ハキ}し^{ハキ}り^{ハキ}

あてふおまむは病之法ふ——世話の世に
 官位よりしてより有り申古くは冬
 足は縁へたの服を握るの威儀事乃
 上よりして上カクテにけのふれ四位下
 上カクテに掛る又石刀にふる事秘法あり
 但威儀を印のふ時ハ若引く大石を
 不ホシ府フの弓に懸るを引く事
 次半臂シニヒ忘緒
 今世チウキ縫腰ヒキの泡ウキと不ホシ用フと也

次位袍ヒキ 縫腰ヒキ

次石帯ヒキ

本名草帯
色ヒキ有ヒキ之

次魚袋ヒキ 公ヒキ

全魚袋ヒキ 已下銀魚袋

後衣文の人ヒキ 足ヒキ 純ヒキ 俗云之暗鈴
カクテ 足ヒキ 入ヒキ

又云格一面三角云

取ヒキ 石ヒキ の帯ヒキ ありヒキ かりヒキ ありヒキ せヒキ 上ヒキ ありヒキ

取ヒキ 衣ヒキ 文ヒキ けヒキ りヒキ 多ヒキ せヒキ 神ヒキ 衣ヒキ 文ヒキ 石ヒキ の

方ヒキ けヒキ 撫ヒキ 有ヒキ りヒキ 志ヒキ 懸ヒキ の神ヒキ 衣ヒキ 冬ヒキ 勢ヒキ 衣ヒキ の又ヒキ 魚ヒキ 袋ヒキ を

波ヒキ 用ヒキ 事ヒキ 有ヒキ るヒキ 右ヒキ 方ヒキ 一ヒキ 寸ヒキ 二ヒキ の石ヒキ の間ヒキ にヒキ 有ヒキ 之

他人の肥瘦ヒキ とヒキ 有ヒキ 之

次 劔平緒 劔色く可依
去官其人

右刀と名ふ事あり右刀の才二はあり
あり平緒と一とありて石帯の上より
解際トキとよむとかなんてうらへぬ
也——石の帯の上のうらりてありて
ま——意とてうらまむとよむと
いふとていふ——或うらむ平緒とて
秘伝あり右刀はさうとてうらむ人
也——於馬上の右刀名振んぬ——但上級の
浅宮地下且マテラス

時を解劔して後者之令持て又右刀
つとむる時ハ平緒の用ひし也

次 胡録 平胡録蓋胡録

重なるて蒲原云郷或は名を但本長は
人ともはしむ又老然オイヤチともいふなり也
於依公事政事む糾劾ある言はれつむ
胆ケツキ胆ケツキの事とて也

次 笏 檜扇懐中

笏の把トリは人の名あり

次浅履或裏具 ニッ鼻緒

随公事の時ハ宜湯殿のうらりまを改め靴

改め 自余便 馬上の時ハ靴之改めなり

關腰 四位已下衛府官帯 箭五丈之時被束帯也

先冠 老懸 懸緒

江帯弓着し時ハ卷腰老懸五丈の時ハ意深

老懸なり懸緒ハおと同

次赤大口 次襪 次表袴 次大帷子 本儀 年下葉

次裾 以上同前

次半臂

今世尋常不殺用之但晴の時或は殺用之也

次佐袍 關腰 及冬 次石帯 或付魚袋

關腰之麻と化分事あり又はらららと

ららららららららららら人の好ららら

次劔平緒 同前

次胡蓆

平胡蓆在胡蓆の宿より又事なり

石の帯以上の件より何ぞ表の帯と

平胡蘇之りてあまりて法均

ゆふし引ハ輪穴ハ小ハ餘リ長クス或引ゆふし結ハ輪穴ハ餘等ナシ之糸二枚をへし

又平胡蘇がみまゝ古今遠ひありて

よりいつじも祕事也

次笏 袴扇懐中

於及上侍は不持笏然りや又持笏立杖

あふるハ山形身くりりてむ

次法履或裏無 同前

衣冠 非ハ公事政事而尋常参内之時被着之其中藝時单衣等被着之云

先冠 深組懸 或懸 備極紙 絶紫

組懸懸緒の差別人ともりて或ハ冠

と用らる事有り 巫衣の時又等

次下袴 紅 或腰次 白布 袴也

尋常不被用 或藝の内衣单赤と用ひ

指貫と下袴との時ハ下ハ紅袴と

あふ之故ハ下袴とす但上袴の内ハ下袴ハ

用ひらるる或腰次と用ひらるる尋常

は白袴とも一向白袴をかく只指貫計ハ

次衛府劔号革緒劔云

今世公家之儀衣冠並衣之不取帶劔徒若令持之

以下但知一衣冠並衣持衣以下依時也

帶劔例あり武家之儀衛府劔或鞘巻劔等

被帯之儀也一初儀あり又神拜乃一此

解劔ケテ七ナリ

次檜扇或蝙蝠カホリ

初儀一肘の笏と一りあり一は一

次後履或裏無

直衣チリ 冠並衣 又烏帽子直衣

先冠組然或 或烏帽子立或風折然緒

並衣とゆり月人皆組然と月ひり

次下袴或腰次 次襪 次指貫

次單衣或帷子 以上曰帯

次直衣裁縫如縫腰 次腰帯並衣切

先ツケ衣冠一用一但並衣を初儀一肘是用

事取直あり神拜一肘持礼一肘並衣持衣

と一子一笏と一りあり一は一記み

その外衣箱に衣をいれ、笥にうけいれ

次 檜扇或偏幅 次 浅履或裏無

以上 朝衣の服也 自小直衣以下 水子不

用羽服也

小直衣

大将已上 襲時被著之也 又親王被着用之時 号傍續

先立烏帽子

烏帽子留

次 白袴或指貫

不用下結

次 小直衣

或号持衣直衣 色不定

小直衣の下 或衣单等被着用中も行

次 腰帶

うしろよりあそびあそび法や 前衣丈二

こむし

次 檜扇或偏幅

次 浅履或裏無

半尻

親王家被家已上 御童解之時 被着之裁 縫如待衣

先 前張或指貫

次 衣

次 半尻

次 腰帶

次 檜扇

有繪

或 偏幅

次 履

待衣

納言已下 殿上 此下皆着用

先 烏帽子

立 或 風祈

組懸然法の糸人今一尺也

次指貫 次将衣 色不定又
有襖将衣

将衣の下に単 衣冠用事あり 又祓に付
淨衣を总しめし下将衣と同

次腰帯

ゆいしり小垂衣と同 他今世ふをかきい

次少刀

公家には帯に不用し 武家に被用し又供
奉に付少刀の鞘を左方に帯をさし
直室の時に准し

次幅幅 次浅履或裏無 余如之

道服 大納言以上或被着之但父
子相並之時可有斟酌

先烏帽子 立或風折
組然

入道 衣冠用し付ハ尤烏帽子ナ

次道服 附結

或白袴或指貫着用 事何ハ道服より先

衣冠用

次幅幅

直室 公卿殿上人或
襲時被着し

先烏帽子 立或風折 組懸或然緒 次直意 精好色不 定胸純紫
次袴 色同上

直意のすまは袴の中へ入るゝ腰のゆゝ
ん故り

次少切

陽明家の印位取らば不意用ゝ武家より皆
さき成りひらり也要希く志取らば

次蝙蝠

布直意 俗号大紋緒大支 侍品着之

先烏帽子 風折 懸緒 次布直意 付具 家文 次袴 色同上

直意と裁縫柳のり事取

次少切 同前 次蝙蝠

水干 色不定 袴

若用大概直意より又他家童稚の人々被
用之但色は白水干より色も略儀の時ハ袴より
衣用ゝ至痛止れと長絹より衣之流通く
より又牛飼居何令人等も若くは色不定
色ハ布を用りた今各別取らば

召具裝束

本府ホシ隨身サヘン上皇執政給兵仗大臣或大將具之
依其官人數不同見弘安禮節

冠カウ卷マキ纒マキ赤大口アカオウチ襪ソク

表袴ウラハカマ或着袴衣冠ウラハカマ大帷子オホノリ

袴ハカマ位袍イハカ關服セキフク或依時オホノリ

石帶イシオビ劔平緒ケンヘイオビ壺胡籙ウツコリウ

淺履アサギ

大臣オウシ不兼フカハ節會日亦帶壺胡籙劔位除日日袴衣冠

下今給之云云 於總用之 下今給之云云

小隨身コサヘン衛府官具之依其官人

冠カウ細纒ホソマキ袴ハカマ依ヨリ色イロ右ミダヒ單重ヒツシ今世多略之

襪ソク同上ドウジョウ或オシ繪エ石帶イシオビ本儀用ホノヨウ

劔ケン今世多用平緒イマニヨクヘイオビ壺胡籙ウツコリウ

淺沓アサギ或裏無ウラナシ

主人騎馬ウヂノリウマ時或馬副手振杖具之馬副手振杖

得衣射トクイセ不帶弓箬也フカヒ

衛府長ヱフチノチカ或号雜色長或号沓取官人是本府

烏帽子カウモリ平禮ヘイレイ指貫サシクワ淺黃アサキ單ヒツシ紅ベニ

將衣 色不定 腰帶

太刀 革緒

盃胡籙 弓 淺履

又諸家御事以弓以青侍其具之于時若選經布衣長色兒

布衣 号小雜色

烏帽子 風折 指貫 淺黃

布衣 本儀用布今也 平絹也布衣將

衣裁縫無差別本同物也但有位之人有文 無位無文也故布衣與侍衣存差別云云

腰帶 少刀 武家用之

又布衣改身如弓若布衣單等弓箭也常以大概如

侍府長色乞法家云柳波魚湯府侍依事被具之

如木 雜色 諸家公卿或 辨官被具之

烏帽子 柳依比 指貫 單 同前

如木 上古用強張布故云之如 木但今世用白絹不密 腰帶

太刀 常不帶之但速所 之時用尾鞘 云

本府隨身衛府長者近衛官人之役也自小隨

身至如木青侍之不勤之

素襖 武家無官人著之又社家僧中行 之時具之於公家希被具之

烏帽子 折俗云侍 素襖袴

少刀 同前

退紅 可然 器具之

烏帽子 柳仇比俗号

退紅 布是云

白張 諸家具之或履笠

烏帽子 同前 白袴布 白張布 腰帶

十德 轆 罪着之不着烏

十德 院 御轆 卍小紋 十德 腰帶

退紅 下 十德 仕了 不着之

赤大口表袴指貫下袴の コシヒモ

毛モロ 袴カキカマ 袴カキ ハコエ

波ハコエ 衣イ 袴カキ の袋フクロ

尻シラ 袴カキ 袴カキ の袋フクロ

右ミ 刀ヤ の尻シラ 袴カキ の袋フクロ

表ウラ の帯オビ 袴カキ 胡コ 藤フジ の袋フクロ

上ウ 袴カキ 袴カキ の袋フクロ 上ウ 袴カキ の袋フクロ

下シタ 袴カキ 袴カキ の袋フクロ 上ウ 袴カキ の袋フクロ

袴カキ の袋フクロ 上ウ 袴カキ の袋フクロ

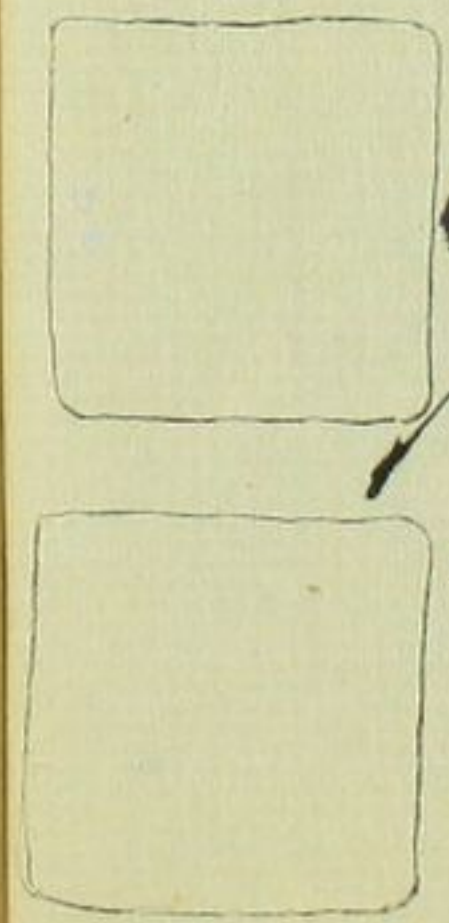
衣冠直衣小直衣平履袴衣如木屐下の腰帯
やばあていしきり

右降く小直衣可くありぬに位

八位装束折にくくく晴く業を仕

乃

え極くまき姑上句乃をぬく重あ



比位五位装束略抄上

束帯之具

袍以下の装束表袴と名
冠帯と名くつるもの事云

冠 無綵

いし厚額薄額半額透額あり近代名をいし

いふふ明かはい海世にのりり月り下の透額乃

冠ハ十二歳のまきとこれと月ひまはよのつし

冠と月ひのまきいし海月ひるも不乃故實

ふ海子酒地月りりも近代の折かき乃

さし凡冠く有文無文の事あり尋常事

有文の冠と用ひ我れ有文の冠は小菱乃文
ある羅と用ひ也近代は文の所蔵をさしはる菱
文をさし付て 今世只海の末中子の
上は文とさし付る也 有文乃のなり
むしは五位と有文六位以下は文あり志うは
今押さるる文の冠と用ひ冠の大小は人乃
頭よりへ一冠とありさし付るむしは
又櫻のり古今甲からは近代冠乃のり
さし付る但はあやう家は曲はあり志う
はるは下中子よりさし付る又官位は

保の末さるる中子乃を近代はあり
筆落の意は中子とさし付る

懸堵

平儀紙ヒヤウは是とさし付る東常の時公の殿上人
は紙ひのりを用ひる又紫の但然と用ひる
事衣冠平儀紙は天子細くは衣冠の公の事

袍 和割ウエノキヌ

後腹圍腰の糸あり圍腰は位下の武官の事か
前倉行律は日月の糸と脚は武官の事圍腰と

大帷 白夏玉杖未白玉杖白
并下襲單

いぬは行取の帷と名付て夏計月ひの
近代夏冬ともた帷と用ひらる事是衣紋の
その也上古單ヒトヘ下襲シメカサ子と
一紙略して此帷單下襲のたりと付又
袖は單乃神と付て付て用らるる是也
神單ともいふれこの事頗略儀をれ
久しく沙汰し其より形式正し單下襲月ひの
事あり袖着用の事邂逅の事なり

裾 和訓コロモノスリ
一云キヌノシリ

白位下冬より夏より表白平滑 白粉張 裏赤濃色 コキイロ
一云冬より夏より或
板間とていふを付て 夏より秋より 生穀 コメ 無文 無文 或平滑
色二藍 赤花及青花 或淡黄但平位立位禁色とあり
下襲上人公卿の用 秋あり 冬より夏より表白平滑後丸
夏より秋穀を裏 裏濃色文遠美式板川 柳裾元来下襲の底あり一
文穂芳潔し 下襲はかざる事あり 一ぬははははと月ひの也
但つてもらと月ひの對象あり ワシ 一ぬはははと月ひの也
月ひの也也 主上ハ今ハつと 長短ハ官位よりて 相違

あり今世四位五位の腰より七尺但代は割符同
り尺自餘別記之

表袴ウヘノハカマ

夏衣の長別が、表と付るなり夏衣下の表白家
平絹裏紅平絹或は板引あしてひらき但四位五位
殿上人禁色とゆりら人のふとゆり文あり

表白綿線綾 紫霞法華
以後盛文藤の裏紅打

赤大口

ふの殿上人の地下とてふもとてあへて夏衣は

ワラ、ゆる紅生平絹或はゆるゆるとあへて月ひら
色は裏表ともゆれ

石帯

有文玉無文玉烏ウサイ犀角烏犀の品あねはいしきと
本名云之草帯ゆるゆる石の帯とていふ人、此物ありと
り今世乃所用大概これとて又石乃帯と
処方の鞆の工様あり但公事なまりて月ひらき
阿りこれ処方とは方なりといひぬ鞆の圓なるは
ふ道は方圓相交て月ひらき是通用乃あふれ

めして合員がしむ 被用 但公事によりて給りあは
命がりしむとよ 又南儀叙、御相雲、客よりふ常叙の人被用しむ
榎螺鈿といふ太刀のり是又公儀上人通用なり
古記よみよりたれ榎螺鈿といふ地と時法あり
表表し榎をいふ 紫檀或
沉木也 榎乃中身貝と栴なり
又六位以下は思漆といふ大櫛かたれし

平緒 紫淡

叙の装束紫草の内 ムラサキ 紫淡乃平緒なり 紫淡といふ
意に白糸と打交てし落しをいふ 淡乃字

いんといふあり 九平緒は文系ありといふこと
大概孔雀尾長鳥竹桐鳳凰唐花は李の花 ウツヒス 黄鳥等
神妙のわたりし 古記よみより 今世式の家文をい
ましへ備なり 若年乃人常に紫淡を月ひらる或は
壮年宿老おも月ひらる事あり 此外緋地菘苔淡
蒨黄地青淡紅梅地檀淡薄檀淡香淡白地鈍色乃 正服子
黒河の柳より丹は紫淡は不備晝夜公事しむふ月ひ
らるいぬしへ公事によりてし不用栴り作りし也
何ぞ改定といふ事なりて月ひらるは志し

笏 和名依久又轉云尺

異朝より君有教命及所啓白則書其上備忽忘
存期又笏紙と押事有り但細き之時着笏紙系入
着不具一人仰外記於書押のり古記より
但是公常の儀より公事行る時的事なり又
寸法形相と家々流く不同木或はしら木又少から
乃類名あり尺より近世或は楸楸人々意巧
建てる礼服着用の外牙乃笏なり其卑を
つらみ皆本笏也又笏と云々と讀事子細を事也

繪扇

東帯の肘に懐中あり一松扇の枚廿五枚或は
廿八枚あり白糸めてしして糸乃何まりと藤の
花或は家々此文を並物あり程あり糸と
りしりかきりなを紙にてあきいとすなり
十二歳以後より形糸まてし糸又冊歳にあて
りしと公卿より唐草月ひ給つるもの老年

程あり糸

襪 和名之太久頼

白平頂の禊りもりも東帯の外着用也

老人衣冠の時も表靴免着用也

履靴 後履

九公事公會之所悉着靴又雖非公會時も人

雨泥の日靴を着る也喜式のみりも尋常

後履と用ひらる但履敷履の日も表袴の切ぬ

張る公卿并聽禁色殿上人の文ありも外

紋

緒太

古靴も或蒲履或表無も是也あから暗乃

物もあぬも今物も常事なり東帯の時

緒太従者可有覚悟二皇緒可用意のかり

一公卿も中を殿上人も中を海邊

栴園白及三公是公より大中言散一位及三位

以上是卿あり衆議は位も中卿あり是と

中へ公卿も中へ是又記録も大に公卿も中へ

大中内之参議教一位及三位以上は事ありと
此通より申し又卿相よりなりと申わたりて
以覚悟あり又殿上人は四位五位六位の人
昇殿せりゆり又い雲客よりなりて
昇殿せりゆり人を堂上といひ昇殿ゆり
官人と地下といひ堂上といひみくよと地下
にありてありと事智めてい

一殿上人と諸吏の束帯は具かたりい
袍の色目の事 位階の言下めていり申ふ
袍の色目の事 位階の言下めていり申ふ

位袍ともいひ此録は當色の袍と爲してと
ありい位はあり袍の事いひい位殿上人位
諸吏五位殿上人は位法更礼前右列せいで
束帯の四袍以下皆具相違ありい
衣冠将衣等の時指貫に於て指貫もい
一文官武官よりいり覚悟い

一文官とは文道の事といひ
職といひいり文官といひ大内大中内言
参議左右辨士納言以下い系短筆いい

文武とよみたる少人官とよみたる人官と
よみたる事ありひめては武官とよみたるは
禁裏内外の守護或は武道の事たること
官は武官とよみたる也大將中將少將將監將曹長
尤右衛門府右左衛門府尤右馬寮三庫寮の司り
担職原抄なるふと見えたり

一 垂腰スイエ

冠の端に垂腰巻腰の二横あり巻腰やは
武官乃人胸腋の袍と着し弓矢を帯ふ日

老懸とよみたるは腰とよみたる用り也是とけん海とよ
みたる弓矢を帯せり時けつてこれ袍と着し
老懸とよみたるは垂腰めては况文官は老懸
めては老懸とよみたるは腰とよみたる用り也事あり

一 勅授帯劔とはいつ

武官は職は法とて帯劔勿論也文官は帯劔せり
職なりとては代帯劔の宣下とよみたるは
勅授帯劔とよみたり

一 靴の種赤色は右近衛大將中少將等青色は右近衛

大中、少の束衣着、より、形、手、好通、式

古記より、寛平、の、言、老人、衣着、は、未、壯年、の、人、
被用、等、一、様、は、寛平、の、

一、禁色キンシキと、格カキる、さ、う、は、い、

禁色と、ゆ、さ、う、事、大后の子孫、或、藏、余、聽、
位、五位、六位、等、と、あれ、さ、當色タウシキの、袍、と、着、
之、外、の、具、は、束、帯、此、時、衣、冠、乃、時、と、御、乃、
さ、う、織物、の、装束、着、用、此、事、格カキる、さ、う、
禁、色、と、ゆ、さ、う、は、寛平、阿、久、く、い、と、世、く、た、

ん、ゆ、さ、う、一、落、着、一、か、う、装束、妙、深、紫、深、
紅、を、禁色、と、す、是、年、儀、中、今、表、袴、の、
裳、霞カウシキの、文、ある、は、禁色、と、す、
尸、の、方、時、是、も、子、細、あり、さ、う、と、寛平、

一、節會、元日、白鳥、踏歌、母、か、さ、り、の、儀、

じ、う、い、元日、白鳥、踏歌、五月、又、日、九月、九日、豊明、
立后タツコノミ立坊タツボク、任、大后、お、此、宴、さ、海、あり、子、細、さ、う、
古記、よ、み、さ、う、元日、白鳥、踏歌、節會、今、代、恒、例、
是、故、ゆ、ひ、さ、う、外、大、方、絶、倫、を、名、立、坊

夜冠垂衣の時冠巾を引ひくくこれ兼帯此
時ハ巾ハ皆紙より用らる又地下ハ一向の障り
あり武家もあて侍従轉仕の後ハ後々
引ひらるる也

袍縫服

文官武官とも夜冠の時は縫服の袍なり
袖を小見といふ

衣キヌ并ナヒ單帷

衣の事或ハ袴ハカマとも稱す但三條轉法輪家ハ東常此

下にササギかゝぬハ袴ハカマ着て 袴ハカマハ直衣衣冠袴衣ハ
下巾着ハ莫太長一足と云ぬ袴ハカマハ巾着なり
古来直衣衣冠の時必下に單又衣キヌと着る也
當時指貫ハ袍ホよりホと云ぬと衣冠ホハ袍の下に
單又ハ衣キヌと云ぬ也ホハ袴ハカマといふ也ホハ巾着なり也
單衣ホハ巾着せらる薄紫ハ頗略儀也但晴ハ薄薄紫ハ巾着
前薄紫黄薄紫紅薄紫紫薄紫ハ梅也但為人夏ハ單の薄紫
巾着ハ衣キヌと云ぬ老人ハ生乃衣キヌと云ぬ也

近代の衣は単なる
白文の衣は長年の人用の癖

并聴禁色殿上人の文あり 小菱或は浮線後のもの又あり

若年、無文老年人の遠文祖母の尋常の時 衣は白文を用ひしもの

平消あり時女志しひて 多シキヌ 衣を出衣ありて

月ひあやしんより又単古く青単薄文単

菟芳黄単も阿るれ近比に紅単也去るより法

夏も張単として板 カ 月も老人白単

文の単文の綾有り帷 エモシ 衣文のそめ有り

奴袴 和名サレヌキ袴 故指貫共書し

いぬ スミ 夏に生 子 練有り公卿并聴禁色

殿上人文あり 浮織物固織物 紫黄随年 不聴禁色殿上人の文

紫薄色 たてむしこ白の糸 或は紫薄文 平消 付券あり

裏 い 平消也夏冬 い 不着用

又地下に不輪老若之文 たて黄 或は

淡黄平消 付券 多着用又於武家諸衣の淡黄の

平消有り侍従女将中將の文 たて黄 或は

被着用 い 紫の指貫 い 不着用

於武家諸制ありとみ

うきくわい 花田もいふやうに 自夏も秋生文三

年先て大略白く後より白くは 重禱 着年ハ二藍次ハ花田にすい 裁縫の神制專ラ如

位袍いぬ 花族清花通稱の云々とも 輒不聴

御簾中 入立の近習聴く 外侍讀或清乳父

聴く 但内々めて着用あり ぬいぬい

殿上人の巫衣も有り 也已上古記はみたり今世

巫衣とゆふ事 折家清花ハ勿論を習の今何ん

とともいふは先例 初許あり或は折家

家ハ参議の母聴く 外武内等の所聴く

或ゆり家 新勝計禁色の制は又

各別あり委別は記く 巫衣かつひい

あはよむいあり ぬいぬい

一公卿并禁色の人改着指貫い

折家童解乃清時禁二重織物指貫上文白字深後

元服ハ紫糸甲指貫其後薄色鳥トリ譯文已上

次薄色藤丸次淡黄已上随年國文軟清着用

阿り清花ハ二重織物着 清は

公卿并禁色男ハ鳥譯下の文用いぬい

色淺深年老は青はうびく成なり老人は白色
陳指貫者ありて見たり

一世俗陽殿陰殿ありと事い

殿母陰陽と事 是皆あるに或は露圖或は喪服
乃時右力の儀ありと事 陰の劔と事 日
之に但野劔と衛府の劔と事 乃陰陽は
陽と事 乃野劔 武官の人帯しより
或は清府の劔と事 乃と事 二字はう
してあると事 引つめて讀む者あり

然るに近清府と事 乃切てありと事
日本は事 乃是にかき事 乃と事 是
ありと事 乃授りて事 乃と事 是

一公卿の將次將府の儀の事い

乃乃おとは或中卿と中將二位三位の中卿宰相
中將中卿の人の中卿と事 乃
二位三位の儀と中將と事 乃留あり事 乃家
清海乃外なる事 乃宰相の中卿
家乃大卿と事 乃又中將と中女將と事

戸山大将トウザンの次ツギの心ココロめくは又戸府の統トウと戸右清門
尤右清府を戸府と戸山府の中督カミ或中納言
或参議乃兼官とくは佐サの多タる名家に殿上人
被レ仰ル是は戸府の統トウと戸事コト倣

五位五位装束略折下

狩衣之具

烏帽子

按家法イハ并ナヒ中院三徳ミナト正親マサノ所三徳ミナト西等ニの家イハの
立烏帽子タテカサ者用ありと亦羽林家ウヰリ名家ミヤカ亦ナヒは多タ分
十トウ六ロク歳サイまで立タテ烏帽子カサと多タ分ブン
鷹狩トウ式シキ蹴鞠セキキウ馬上ウマノ乃ナヒ折セはハ風折カゼのノ一ヒト式シキ折セの
不見ミくレはハ又マタ類ルイの折セや或シ左眉サノメ右眉ミナソメあり
諸眉モロノメ小法眉コホウノメ行眉ユキノメの亦ナヒあり大概オホトモ 上皇カミミコも右眉ミナソメ

籍とひりくして前後のそとに記し以て神話也

白糸城よりそ 相より右より 二筋ありてちり白糸と云

但夏冬通用の事 古記不見のいふく通用也

将衣とは紗入りりてあるに裏付たりと云ひはれり

なり凡将衣は公家大納言もく用ひの事なり

武家もあつて白糸は夏冬用ひの事なり公武

之制各別より名阿ふ将衣多く梅 面白裏藤花山院

十五日二年着人着用の由也一條梅園無良の清況 右大正忠定公況正月

自十月至二月今葉号白菊九月用之互也相通 柳 面白裏青三條家

比年以後人表陳其忠定公況自三月至四月祭日着之 櫻 忠定公況面

兼良公清況自冬至春今葉号外花用之 面白裏二藍

兼良公清況面白裏赤花又裏蒲葡萄春用之 桜萌木 三條家況面萌木

三條家況表裏白或表紫号白梅有之此事也 以後不用此也若年人用之忠定公況

兼良公清況面白裏赤花各表二同 梓様 三條家況面薄藤若葉濃

不用之忠定公況面白裏二藍 花山吹 三條家況表黄朽糸 兼良公清況面白裏二藍

兼良公清況面白裏赤花 兼良公清況面白裏紫 兼良公清況面白裏青 兼良公清況面白裏赤

兼良公清況面白裏紫 兼良公清況面白裏青 兼良公清況面白裏赤 兼良公清況面白裏紫

兼良公清況面白裏青 兼良公清況面白裏赤 兼良公清況面白裏紫 兼良公清況面白裏青

兼良公清況面白裏赤 兼良公清況面白裏紫 兼良公清況面白裏青 兼良公清況面白裏赤

兼良公清況面白裏紫 兼良公清況面白裏青 兼良公清況面白裏赤 兼良公清況面白裏紫

兼良公清況面白裏青 兼良公清況面白裏赤 兼良公清況面白裏紫 兼良公清況面白裏青

兼良公清況面白裏赤 兼良公清況面白裏紫 兼良公清況面白裏青 兼良公清況面白裏赤

淨洗面藤 忠定云洗面薄色裏青 **紫花** 自六月至九月法洗面 **黄紅葉** 同洗表裏裏藤青 自九月至五節着之 **清**

紅葉 同洗表前木裏黄自九月至 **白菊** 九十月 **黄菊** 忠定云洗面黄裏 青自九月至五節

龍膽 同洗表藤青裏青 **移菊** 忠定云洗面薄紫裏青自十月至五節 **松重**

三條家洗表前木裏紫忠定云洗面青裏未礼に李 **海松色** 忠定云洗面色 青黒而海松

裏白に若老人着之 **凡紫の多と** 若用の附と文と用り事

通法乃 又号黄青忠定云洗面黄青 自十月至翌年三月黄皮に淨洗

号枯色面 忠定云洗面裏同中年以後用 **薄青** 忠定云洗面薄青 **二藍** 面裏 **薄色** 忠定云

將衣者不爾夏衣 **朽柴** 忠定云洗面及袴裏黄今案 **檜皮** 三條家洗面 裏同式裏

不可用生裏也 **花田** 面裏同老人合 **赤色** 三條家洗老年

花田忠定云洗面紫裏同老人合用白裏 **香** 三條家洗四季通用十五節人 兼使云淨洗面藤青裏あり裏花田 不用之若年人合ふれ香也

号して下と云高にありて黄とせして淨し而論濃香也織物を忌する 時々経緯と云濃香は染て織之裏に老人に注香緯白糸仍文白なり

浮織物浮線後長年の人不用之 **花田** 面裏同老人合 **赤色** 三條家洗老年

唐後并高に厚高物若若者白裏 **比金青** 忠定云洗面及袴裏三月又キ若成

に李通用忠定云洗面赤裏二藍 **白色** 三條家洗老年

年少人若くは良き淨洗面 **裏濃藤芳** 三條家洗面藤芳 **白色** 三條家洗老年

似梅襦に李通用 **け等** 乃敷其文不定若表裏又

取文紗の薄物脱は練緯脱は **同の事** 家洗若巧匠 **一概** の

從古記の雪ん色目 略之又白裏の

かり の **近世** 此年の人友

月ひ の

より事六より〜着用〜のされ又布のり衣る
上皇極熱の比着御長下も又依人依内各月此より也
賜ふ持るされる人乃着用宜〜記より古記も
尺多〜り

腰帶

袴衣の毛に附てその物と月の但白裏の袴衣各月此
人の白帯と月り申恒例のようなり

衣單 并大帷

晴の時に衣單并大帷あひだる〜為常大帷白月袴衣の

衣と裏衣あひだる〜志冠の時も同〜但五月九月北年
の人生衣裏表生指重と月の皆色あると月ひる多ふ
女郎花蕚芳も也老人白衣或抄見り又單白
帷白衣冠の時も同〜近代夏も多單白帷白り
袖單白にして着用也又尋常も多單帷白と略〜
月白り〜

指貫

也目衣冠の如く〜

下袴 付腰次

衣冠乃部も志れ也

小刀

武家もあてに供奉し侍に衣着用ありて路途乃間
或朝也武常の力に小刀と月ひと殿中出仕しる
小刀の月ひあすり水きは雪ん可し公家も
尋常是と月ひ給ふ祖後者も小刀ともしりむ
又晴の清幸乃附に衛府の人武常鈕先例あり

蝙蝠

衣冠の部も志れ也

清沓 并備太

衣冠乃部も志れ也

一枳家清花并中院三條正親町三條西寺家日林家枳坊坊
各別いうはい也

枳家は近清九條二條一條鷹司の五家也藤原忠宣公
忠仁公人臣枳政の監觸より同基後公昭宣公是也是南白の
殿初也志しより以来枳政南白に部も志れ也

先達とての是を大后の大将兼侍の事なり
栴改実白ありては規模とての事也故に号栴家
との也

清花といふ我三條轉法橋西園寺恒太寺礼院大徳門

今出川又号等の数也近世廣備醍醐皇子皇孫とて

親王の宣下ありて源姓を賜て大后の大将の御り

或栴家なる御事とて御とて栴改実白の先達なり

大后の大将の事ありての御りなり也王イニテ英雄乃家

なれと稱義ありて法興とて又公達家とて

花族ウラハとての也

中院三條心親町三條西此三家は以て昇進ありて

大后は侍の事ありて大将兼侍の事とて

故に俗に号大后家といふ羽林家名家なりは方也

邂逅に大后の御りありては通例あり

何れとては稱大后家也

羽林家は侍使ありて右近衛中少将と経馬と

次子昇進ありては家とて羽林家とては湯府の

唐名とて羽林とては也蓋羽林家の中にあり

やうしより各別よなりしりしと申は

一 布衣と申て和制なりしは、
着用のかりふぬと申す侍乃着、
其但各別なりしは、

是、彼令上下とつら、
院中めて布衣始と申事、
御讓位の後、上皇くめて、
申しを布衣と申し、
裁縫那かりし事、

申しを、
時より布衣と申し、
御讓位の後、
申しを、

申して、
大神々文めて、
五位六位、
とや

一 将衣を着し、
内出仕事と云

堂上方衣冠並衣、
事ある、
将衣着用、
雑色将衣と着、
主人は相送ひ入する事

庭上りの殿中へ子細形一但不入日華月華の

同色を制あり

一形職とはいふ

さへ河の目くらま官は頭職は官とて

直垂之具

烏帽子

大概風打の

懸緒 并但懸

前母地の

直垂 并 布直垂

堂上の消精好の直垂なり武家方侍従上かく乃
中へこれも也と又大概黒^{くろ}知^ち色^{いろ}とて本蘭^{ほんらん}と
いふものなり其外^{そと}は河^かり但^た紫^{むらさ}前^{まへ}黄^{わう}等^らハ

將軍家流代々湯着用の色をわく憚定云々物々
陽明の湯家中は精好乃江の燕堂は着用の事也
又布燕堂は武家五后位家流母れ諸家
或は地下の徳後人おと事により着用は物々
直密は藝乃州の事也布燕堂俗は是と大後を以
大なり紋付はゆへや素襖袴との端りぬ胸庇
打廻と草緒との遠なり

目下

下の着れらるる長消をうへへ色上下也然る但腰純

白かり消燕堂布燕堂よりふ裁縫袴の事なり
むし一は元大口と着る次よりひびきをひきし母
かき終る着るさう魚は燕堂の下と着るなり
伊勢下流入通宗五書はんり

小刀

堂上は直密よ小刀着用の事なり但陽明の湯家は
代は流代々湯着用の事なり也武家
供奉は小刀は鞘巻短帯とこれ殿中仕行は小刀
乃く用ひし事なり白小刀黒小刀なり

大刀帯とて例粗武家の礼とて思ふべしなり
とてあらんべし

編纂

前よめり

演履 并緒太

前よめり

一陽明の清家とはいほまの出家とて又揚名あり

なりと事と同一事なり

近清殿の清家とていむ一 大内裏の尉を清殿

清家陽明門の前よめりなりとてなり故母

陽明乃清家とていむ一 此所より又揚名あり

なりと事と事の中へ秘傳書にからぬ事なり

一陽明の清家とて小刀被りて事子細なり

む一 尊氏將軍とて清家代に室京に討ち居殿へ

小刀を遣はりて討ちて月ひのまなりなり

あかしら子細なりと事あり

一 藝はいろいろ

藝はいろいろありしとあるは又平せ乃事あり
阿は中なる事ありは晴藝尋常と云ふ
莫しいろいろあり

一 白太刀黒太刀と事いふ

白太刀と銀流るる銀の太刀較めて目貫が
或家の文をとり帯柄萬葉草表向礼較
目貫は黒太刀といふやわりの太刀は流るる
較をとり流るるやわりの太刀は流るる

うけはりあがりおこしる目貫秋家
紋と焼付あり帯柄萬葉草表向礼較
目貫は黒太刀といふやわりの太刀は流るる
志願しる書にいろいろあり

呂具装束 褐衣 布衣 付衣文の雜色寛徳事

隨身并 布衣白浪

一武官の口位在左着之職はつて或は晴乃供奉

お發回乃付呂具取乃事ありこれ隨身装束

冠 細腰 老懸 褐衣 寶繪文右近湯方或獅子丸或尾島 袴 右近湯方

二藍右近湯方式 袴或前木也 帯弓 袴 鹿胡録 帯叙 右中納の

隨身二人右将の隨身二人右湯乃坊の隨身二人

是字方例なりこ外初帯儀は隨身布衣此

右侍白浪の雜色呂具一の也隨身呂具一給上

時に袴布衣白法具一の事勿論也

衣文難免可覚悟也

一 御主人御装束は着月事何一五三日已前

皆具損失之有無可改之事

一 御冠の懸着作事并御位袍一同一又の糸并針

くさみ不用之事

一 御装束は着用一時又ハ御脱又キ時御主人一不向

北一不可知方角事

一 御冠并御装束不向北方一御跡方事

一 武家御方束帯一衣冠法着用一時必は袖一とて

ま一公家御方一以不地一御人一以

心得可事なり

掾 有權 從七位上 目 從八位下

○ 中國 安房 若狹 能登 佐渡 丹後 石見 長門 土佐 日向 大隅 薩摩 都而十一國

守 正六位下 介 官位令中國 無介 後代置之

掾 正八位上 目 大初位下

○ 下國 和泉 伊賀 志保 伊豆 飛彈 淡路 壹岐 對馬 隱岐 都而九國

守 從六位下 掾 從八位下 官位令無掾 後代置之

目 少初位上

○ 官位相當略頌

大政大臣從一位 左右大臣是二位 大納言等正三位

大宰都督中納言 近衛大將彈正尹 以上皆是從三位

皇太子傳中務卿 以上正四位上也 式部以下七省卿

比身正四位下官 近衛中將兩大臣 又是從四位上也

中宮東宮兩大夫 京職修理兩大夫 勘解由長神祇伯

彈正弼按察使 大宰大貳已下等 衛門兵衛四府督

皆是從四位下官 中務大輔兩中辨 大膳大夫以下等

以上正五位上也 彈正少弼兩少將 七省大輔兩少辨

下布衣六位深绿七位浅绿八位深绿九位浅绿
 纹染唐羊轴等部以前例先用之但挽王后宴文也
 在衣公卿林文在衣始或拜饮但先视若用之殿上人
 在衣羽林衣亦不若之准殿上人八人巨息亦随
 先林等也其在布衣在衣金随所通用也小袖公人
 元冠时八总候殿上人石名被体者羽林衣二十中威
 速右以外之若之红梅十二岁三月之诸家总
 之世亦在布衣之通折
 惟子公人法婚年殿上人法
 月有加茂系若用普通衣

布衣者襖 李抱

